



原市場・神葬祭の始まり

飯能市立博物館 学芸職員 尾崎 泰弘

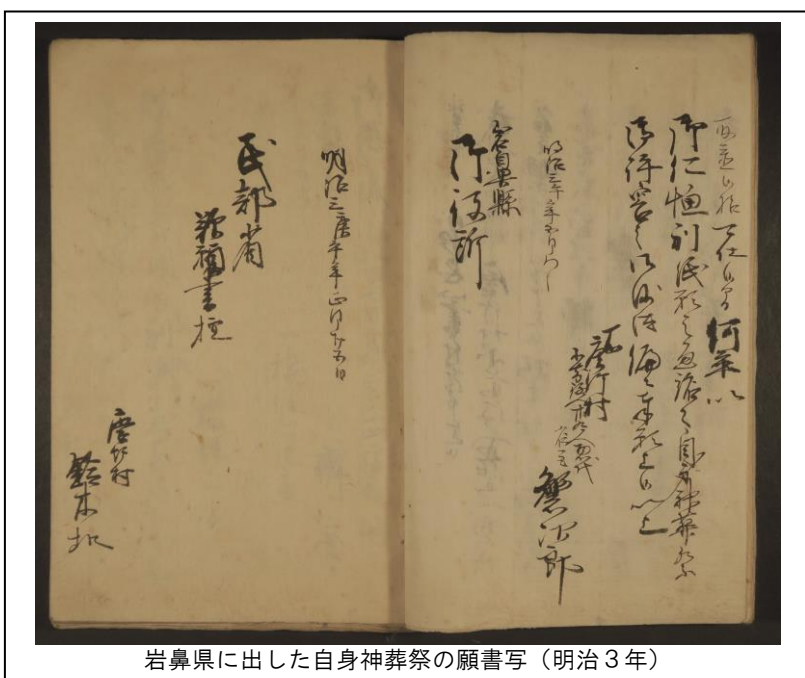
当館では現在、特別展「原市場村秘史 -受け継がれる記録と記憶-」を開催中ですが、その原市場地区の特徴の1つとして神葬祭の家の多さ(寺の少なさ)が挙げられます。

もともと江戸時代の人たちは必ずどこかのお寺の檀家にならなければなりません。毎年宗門人別帳というお寺ごとの檀家を書き上げた帳面を作って領主に提出し、それに記載されていることで自分が切支丹ではないことの証明としました。それは神社の神職も同じで、神職といえどどこかのお寺の檀家になっており、亡くなると仏式の葬儀によって葬られたのです。

しかし、江戸時代の寺の中には何らかの理由で住職がいなくなってしまうこと(「無住」)もありました。その場合、同じ宗門の別の寺の住職が兼帯することになりますが、今のように車があつて簡単に移動できるわけではありませんので、その状態が長く続けば村では葬儀や法要に不便を来すことになります。実際、唐竹村にあった新義真言宗の宝性寺は、少なくとも天保 12(1841)年には住職はおらず、その後も無住の状態は続いたようで村では難儀していました。

そして明治維新政府が成立すると神仏分離が進められ、慶応 4(1868)年間 4 月 19 日には神職とその家族一同に対し仏教式の葬祭をやめて神道式の葬祭を行うようにと布達されます。明治新政府は神葬祭を文明開化の象徴として考えており、唐竹村では明治 3(1870)年 2 月 23 日に村をあげて神葬祭にしてほしい旨を領主である一橋領役所に願い出、5 月 8 日には支配替えとなった岩鼻県に「自身神葬祭」を許可されます。実際明治 4 年 4 月には「神道自葬祭」が行われていました(鈴木晃家 No.39 「人別帳」)。この時はまだ

神葬祭式の方法が公布されておらず、これは喪主を中心とする遺族によるやや省略した神道型式の葬儀と考えられます。その後明治 5 年 6 月 28 日に自葬が禁止され、葬儀は神官か僧侶に願って執り行うよう布告されました(太政官布告第 192 号)。元々自葬を願い出た理由の1つとして葬儀費用の低廉さもあつたとされ、この時県内では明治になって(神道)自葬に改式した村から仏葬に戻りたいとの願い出が多く出されたようです。しかし、唐竹村ではそのまま神葬祭が定着し、同じ時期(明治 5 年 7 月)に中藤村中郷でも神葬祭になったのです。



岩鼻県に出した自身神葬祭の願書写 (明治 3 年)

【参考文献】

池田昇「中藤中郷自治会文書から見えてくる高麗(入間)郡中藤村(下)」(『飯能市立博物館研究紀要第 1 号』2019 年 3 月)

「文明開化の推進」(埼玉県『新編埼玉県史 通史編 5 近代 1』第 1 章第 5 節)